(c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第百二十九条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二章 政府調達

第百三十条 現行の権利及び義務

1 政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）によって規律する。
2 この章の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、改正された政府調達協定又は当該他の協定が両締約国について効力を生ずる日から、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。
3 第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第百三十一条 照会所

各締約国は、政府調達に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、次の政府当局を照会所として指定する。
(a) 日本国については、外務省
(b) スイスについては、連邦経済省経済事務局

第百三十二条 追加的な交渉

1 両締約国は、各締約国の政府調達の制度に関する相互の理解を高め、当該制度を効果的に実施し、並びに一方の締約国の政府調達市場への他方の締約国の供給者によるアクセスを更に増進し、及び拡大させるため、合同委員会において協議する。
2 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、政府調達協定に従って他方の締約国に与える利益に追加して政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該利益を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始する。

第十三章 経済関係の緊密化

第百三十三条 基本原則

1 両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する。
2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国の産業界の利益とする目的で、両締約国間の経済関係を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとる。

第百三十四条 経済関係の緊密化に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
2 小委員会は、次の事項を任務とする。
(a) 両締約国間の経済関係を緊密化するための方法及び手段について討議すること。
(b) 両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化する可能性について討議すること。
(c) 二国間の貿易及び投資を促進する活動の分野において、政府間及び産業界の間の協力の可能性について討議すること。
(d) 経済関係の緊密化に関連するその他の問題について討議すること。
(e) 合同委員会に対し、小委員会の所見を報告し、及び両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。
(f) 適当な場合には、(e)に規定する勧告の実施の状況について見直しを行うこと。
(g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
3 (a) 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。
(b) 小委員会のすべての行動については、両締約国間の合意に基づくものとする。
(c) 小委員会は、両締約国の合意に基づき、両締約国の産業界その他の産業に関連する団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
(d) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
5 小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第百三十五条 連絡部局

第百四十九条の規定に基づいて指定される連絡部局は、この章の規定の実施に関し、実施取極第四章で定める任務を遂行する。

第百三十六条 次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十四章 紛争解決

第百三十七条 一般規定

両締約国は、この協定の解釈及び適用に関するいかなる問題についても、協力、専門家の間の協議その他この協定に規定する手段を通じて相互に満足すべき解決を得るために常に努力を払う。

第百三十八条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。
2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行った締約国がこの章の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し、選択された当該仲裁裁判所又は当該小委員会の手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第百三十九条 協議

1 一方の締約国は、他方の締約国がとった措置がこの協定に反し、又はこの協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が当該措置によって侵害され、若しくは無効にされていると認める場合には、当該他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。協議を要請する締約国は、要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を示すものとする。
2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速かつ満足すべき解決のため、その要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する問題の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第百四十条 あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。